

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 五七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 五八
- 土地収用法により事業の認定をした件 五九
- 一般競争入札を行う件三件 六〇
- 福島県選挙管理委員会 六一
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 六四

告 示

福島県告示第七百八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十九年十二月八日から平成三十年四月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津坂下町産業課商工観光班に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
COOP BESTA ばんげ 福島県河沼郡会津坂下町字館ノ下三三九番地
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
1 大規模小売店舗を設置する者

- 名称 生活協同組合コープあいづ
代表者の氏名 理事長 吉川 毅一
住所 福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 生活協同組合コープあいづ
代表者の氏名 理事長 吉川 毅一
住所 福島県喜多方市字二丁目四六六九番地の二
 - 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年七月二十八日
 - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
千六百三十平方メートル
 - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 七十台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 三十台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 百二十六平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 十九・二立方メートル
 - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前八時
(二) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十時まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 三か所
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 位置 別紙図面のとおり
 - 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
 - 七 届出年月日
平成二十九年十一月二十七日
- （「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十二月八日から平成三十年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

AOKI福島南総本店 福島県福島市黒岩字中島二番地一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年十二月八日から平成三十年一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

いちい八島田店 福島県福島市八島田字勝口二七番地の一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 起業者の名称

大熊町

二 事業の種類

大川原地区墓地整備事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県双葉郡大熊町大字大川原字西平地内
2 使用の部分 なし
四 事業の認定をした理由
申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性
大川原地区墓地整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性
起業者は、大熊町第二次復興計画に基づき策定された大熊町墓地基本計画により、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性
したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

（一）得られる公共の利益
大熊町には、三十三か所の公営墓地があるが、帰還困難区域の墓地は、区域内への立入に許可が必要のため、自由に墓参ができない状況となっている。

また、これらの公営墓地のうち、空間線量率が高い「高線量率エリア」及び中間貯蔵施設の建設が予定されている「中間貯蔵施設建設エリア」には、合わせて六百基の墳墓があり、これらを早急に移転させる必要が生じているものである。

このような状況の中、本件事業の施行によって「高線量率エリア」及び「中間貯蔵施設建設エリア」にある墓地の移転先を確保することが可能となる。その結果、墓地が帰還困難区域外で再建されることが可能となり、町民が墓参する上での面倒な手続が軽減され、いつでも自由に墓参することが可能となる。

また、「中間貯蔵施設建設エリア」からの墳墓移転が進むことは、県内全域に一時保管されている除染廃棄物の一日も早い搬入につながり、福島県全体の復旧・復興に大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（二）失われる利益
本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める対象事業に該当せず、起業者が本起業地及び周辺地の貴重な動植物の生息情報について、福島県自然保護課に対し照会を行ったところ、起業地周辺において希少動植物は確認されていない。また、大熊町教育委員会に調査を依頼し、試掘を実施した結果、調査範囲内で遺構・遺物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

（三）事業計画の合理性

事業計画の合理性

公 告

- 五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所
大熊町環境対策課
(土木総務課用地室)
- 5 結論
以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。
- 4 法第二十条第四号の要件への適合性
(一) 事業を早期に施行する必要性
大熊町の公営墓地は町内に三十三か所整備されているが、それらのうち十四か所の墓地について早急に移転が必要な状況となっており、加えて町議会から本件事業の整備促進を強く要望されているなど、公営墓地への需要は多い。
また、中間貯蔵施設建設予定地内からの墳墓移転が進むことは、当該施設の建設が進むことに大きく寄与するものである。
これらのことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。
- (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。
また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

公告第247号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年12月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 電波暗室 1式
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
 - (4) 納入場所 福島ロボットテストフィールド（仮称）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
 - (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
 - (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
 - (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年1月5日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年1月5日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年12月8日(金)から平成30年1月5日(金)まで(土曜日、日曜日及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までの期間を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年12月18日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年12月18日(月)午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年1月26日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Anechoic Chamber 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 26 January 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 25 January 2018

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第248号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を

定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年12月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 FRPアワビ飼育水槽 40基
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年7月31日（火）
- (4) 納入場所 （仮称）福島県水産種苗研究・生産施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年1月11日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年1月11日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年12月8日（金）から平成30年1月11日（木）まで（土曜日、日曜日、平成29年12月29日から平成30年1月3日までの期間及び同月8日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙17枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年12月21日（木）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年12月21日（木）午後3時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年1月25日（木）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月24日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : FRP tank for abalone farming 40 units
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 25 January 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 24 January 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第249号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年12月8日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パソコン（県職員用） 273台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月19日（月）
- (4) 納入場所 企画調整部情報政策課ほか
- (5) 最初の契約に係る入札の公告の日 平成29年7月28日（金）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年12月28日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成29年12月28日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年12月8日（金）から同月28日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成29年12月15日（金）午後5時までに必着で請求すること。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年12月15日（金）午後4時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年1月24日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日（火）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Notebook Personal Computer (for Prefectural Official) 273 units
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 24 January 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 23 January 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十九年十二月一日現在において、次のとおりである。

平成二十九年十二月八日

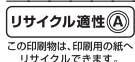
福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、四八三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 三〇三、〇一六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福 島 市	選 挙 区	七九、五八一	選 挙 区	田 村 市 田 村 郡	一八、七八六
-------	-------	--------	-------	-------------	--------

会津若松市	三三、五〇二	南相馬市相馬郡飯館村	一九、五一四
郡 山 市	九〇、九四八	伊達市伊達郡	二七、九五二
い わ き 市	九二、一九五	本宮市安達郡	一〇、八八〇
白河市西白河郡	三〇、七四九	南 会 津 郡	七、八四七
須賀川市岩瀬郡	二六、六〇三	河 沼 郡	六、四八五
喜多方市耶麻郡	二一、六二九	大 沼 郡	七、六一六
相馬市相馬郡新地町	一一、二〇四	東 白 川 郡	九、二四四
二 本 松 市	一五、七三三	石 川 郡	一一、五二五
		双 葉 郡	一八、三八七



再生紙を使用しています。 【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷